

自治医科大学内部質保証の方針

自治医科大学は、内部質保証を推進するため、以下のとおり、方針及び手続きを定める。

1. 目的

自治医科大学（以下「本学」という。）の建学の精神を念頭に置き、教育、研究、診療、管理運営等が適切な水準にあることを説明又は証明するため、自己点検・評価を行い、その結果を改善に繋げるサイクルを恒常的・継続的に実施することにより、教育、研究、診療、管理運営等の質の保証及び向上を実現する。

2. 組織及び役割

- (1) 学校法人自治医科大学企画委員会（以下「企画委員会」という。）を大学全体の内部質保証に責任を負う全学内部質保証推進組織とする。
- (2) 中期計画推進委員会は、学長の指示の下、内部質保証について実質的なマネジメントを行う組織とし、当該委員会でまとめられた事項については、企画委員会において審議する。学校教育法第 109 条に定める認証評価機関が定める項目及び理事長が必要と認めた項目に関し、別に定める期間ごとに自己点検・評価を行い、その結果及び大学評価の結果を基に、中期目標・中期計画を策定し、その中期計画を効果的に達成するため年度事業計画を策定する。
- (3) 策定した年度事業計画は、上半期及び年度終了時点で検証を行い、その検証結果を次年度以降の事業計画に反映し、PDCA サイクルを適切に機能させることで、内部質保証システムの維持・向上を図る。
- (4) 中期計画推進委員会の下に全体作業部会を置き、全体作業部会の下に医学部、医学研究科、看護学部、看護学研究科、教育研究施設等、附属病院、附属さいたま医療センター及び大学管理運営の各部門作業部会を置く。各部門作業部会は、学部、研究科、教育研究施設、病院組織では、それぞれ教授会、研究科委員会、運営委員会、執行部会議を中心に、PDCA サイクル等を適切に機能させ、恒常的・継続的に教育、研究、診療等の質的向上及び大学運営全般の改善を図る。
- (5) 全体作業部会は、各部門作業部会が取りまとめた教育、研究、診療、管理運営について自己点検・評価をした結果について、全学的観点から集約、調整及び総括を行い自己点検・評価報告書案、中期目標・中期計画案及び年度事業計画・事業報告案としてまとめる。
- (6) 各部門作業部会は、各課（室）が担当する教育、研究、診療、管理運営等が適切な水準であるか自己点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行い、部門ごとの自己点検・評価、中期目標・中期計画及び年度事業計画・事業報告として取りまとめる。
- (7) 事業計画に基づく業務遂行中に生ずる新たな検討事項については、教授会、研究科委員会、運営委員会、執行部会議等と連携を図りながら、学長の諮問組織である学長補佐会議において随時検討し、必要に応じて企画委員会において審議する。

3. 手続

- (1) 各課（室）において所管する業務に対して行った自己点検・評価の結果、自己点検・評価の結果を基に策定した中期目標・中期計画及びその中期目標・中期計画を基に策定した年度事業計画・事業報告は、各部門作業部会において部門ごとの自己点検・評価、中期目標・中期計画及び年度事業計画・事業報告として取りまとめ、その結果を全体作業部会に提出する。全体作業部会は各部門作業部会から提出された自己点検・評価の結果、中期目標・中期計画及び年度事業計画・事業報告を基に、全学的観点から点検・評価を行い、法人としての自己点検・評価報告書案、中期目標・中期計画書案及び年度事業計画・事業報告書案を作成し、中期計画推進委員会に報告する。
- (2) 中期計画推進委員会は、全体作業部会から提出された自己点検・評価報告書案、中期目標・中期計画書案及び年度事業計画・事業報告書案について審議するとともに、自己点検・評価結果については客観性及び妥当性を高めるため、本学の共同設立者である各都道府県の担当課や本学卒業生等に意見を求め、自己点検・評価報告書に意見を反映させる。その上でこれら全ての報告書案に関して、大学全体の内部質保証に責任を負う企画委員会において審議する。
- (3) 企画委員会において承認された、中期目標・中期計画書及び年度事業計画・事業報告書は理事会、評議員会の議決を得るとともに、社会に対してホームページにおいて公表する。
- (4) 認証評価制度に基づいて、認証評価機関による認証評価を受審した場合は、大学評価結果をホームページにおいて公表する。

2020年5月8日

学校法人自治医科大学企画委員会